第3期中期目標について

1 中期目標について

【中期目標とは】

地方独立行政法人法に基づき、設立団体の長が定めた、地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標をいう。

(中期目標)

- 第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。
- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。
 - 一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。)
 - 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - 四 財務内容の改善に関する事項
 - 五 その他業務運営に関する重要事項
- 3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

【地方独立行政法人府中市病院機構の「第3期中期目標」の期間】

令和2年4月1日~令和6年3月31日(4年間)

2 「第3期中期目標」のポイント

- 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 1 市民病院として担うべき医療の明確化
 - ・『第7次広島県保健医療計画(平成30年3月)』に掲げる事業との整合 ※ 特に5事業(救急医療・災害医療・へき地医療・周産期医療・小児救急)
 - 2 病院の役割に応じた医療機能の確保

【現状】両病院とも勤務医が減少して医療機能の維持・確保が困難になりつつある。

新しい専門医制度

● 医師の働き方改革国・県の方針

新たな情勢の変化

検討結果は <mark>令和2年度</mark>中に とりまとめて公表

① 両病院の新たな将来像について、市や関係機関と協力して検討

(病院完結型医療から地域医療連携への具体的転換)

- ② 市内で完結できない医療は、他の医療機関と連携(機能分化)することで補完
- ③ 医師確保策の特徴を踏まえた、戦略性をもった医師確保の推進
- 3 ICT技術を活用した地域医療の推進

- 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - 1 市民から選ばれる病院づくり
 - ・ 患者満足度調査の実施とそれに伴う接遇向上の取組
 - ・ 市民への積極的な情報発信
 - 2 組織としての経営の専門性の向上
 - ・ 病院経営の専門的知識を持った人材の確保、育成
 - 3 人事評価制度の導入
- O 財務内容の改善に関する事項
 - 1 自立した病院運営
 - · 経常収支均衡の達成(経常収支比率100%以上)
 - 2 計画的な投資
 - ・ 医療機器等の整備・更新計画策定、それに基づく計画的投資の実施
- その他業務運営に関する重要事項
 - 1 市の施策への積極的な協力

それぞれの事項について、**業務運営の評価のための指標**を設定し、中期計画策定の際にその**具体的目標値を定める**よう、地方独立行政法人府中市病院機構に対し指示したものである。